

だれの土地？もしかして、あなたのおじいちゃんの山じゃない？

# 土地届け



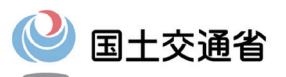
だれの土地か  
分からないと困っちゃう。

持ち主の分からない土地が増えています。  
みんなのために、自分のために、「土地届け」をしてください。



農林水産省

持続可能な人と国土を考える



農地・森林を相続したら

# 土地<sup>と</sup> 地<sup>ち</sup> 届<sup>と</sup> け<sup>ど</sup>

相続したら「土地届け」。

届け出、土地活用の意思表示、登記の3つをおねがいします。



## 届け出

農地・森林を相続された方は、  
届け出が義務づけられています。

届け出の内容は、相続した方の氏名、住所などです。届け出の様式などは下記の届け出先にお問い合わせください。届け出しない場合は、10万円以下の過料を科されることもあります。

農地

八丈町農業委員会（八丈町産業観光課内）TEL 04996-2-1125

森林

八丈町産業観光課産業係

TEL 04996-2-1125

届け出の手続きは、お近くの行政書士にもご相談できます。

※森林については、相続に限らず売買、贈与などにより、新たに森林の土地の所有者となった場合にも届け出が義務づけられています。



## 土地活用の 意思表示

誰かに売りたい、管理を任せたい  
という意思のある方は、教えてください。

すぐに買い手や借り手がみつからない場合もありますが、土地活用の意思表示をしておくだけで後々その機会が訪れるかもしれません。詳しくは下記までご相談ください。

農地

八丈町農業委員会（八丈町産業観光課内）TEL 04996-2-1125

森林



## 登記

あなたのため、お子さんやお孫さんのため、地域の人のために、  
相続登記（所有者の名義変更）をしてください。

土地の登記を  
しておく

- 将来、あなたの子どもや孫に、トラブルなく土地を引き継ぐことができます。
- 災害が発生した場合も、所有者を特定でき、早期に復旧作業に着手できます。

相続登記手続きは法務局に申請してください。お近くの司法書士にもご相談できます。

このパンフレットに関するお問い合わせは

【国土交通省国土政策局国土管理企画室】03-5253-8359